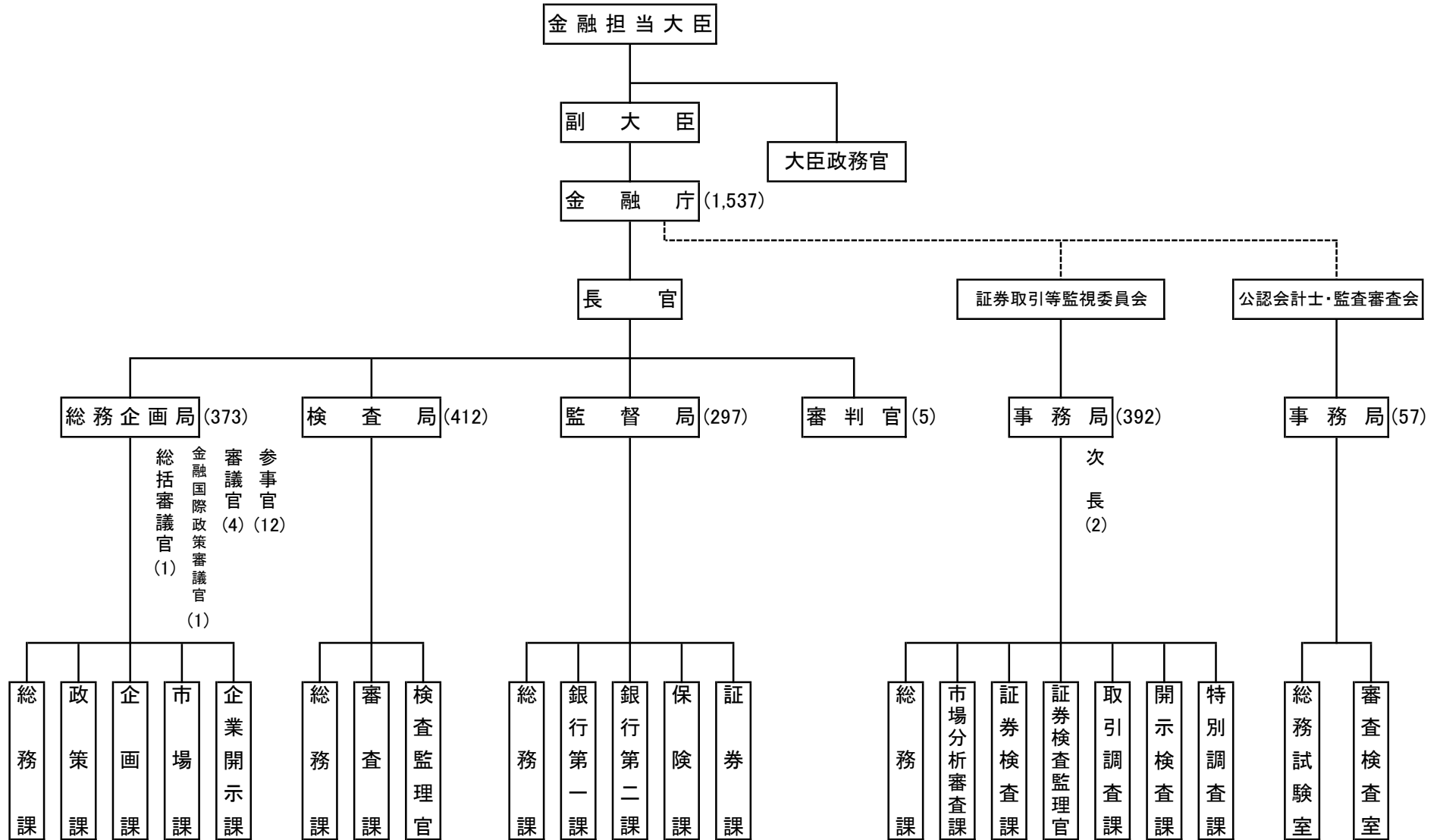


金融庁の組織（平成23年度）



※ 数字は、平成23年度末定員。
 ※ 審議官、参事官及び次長のうち、それぞれ1人は充て職。

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十四 （略）

十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六～十八 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九 （略）

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条に規定する事務

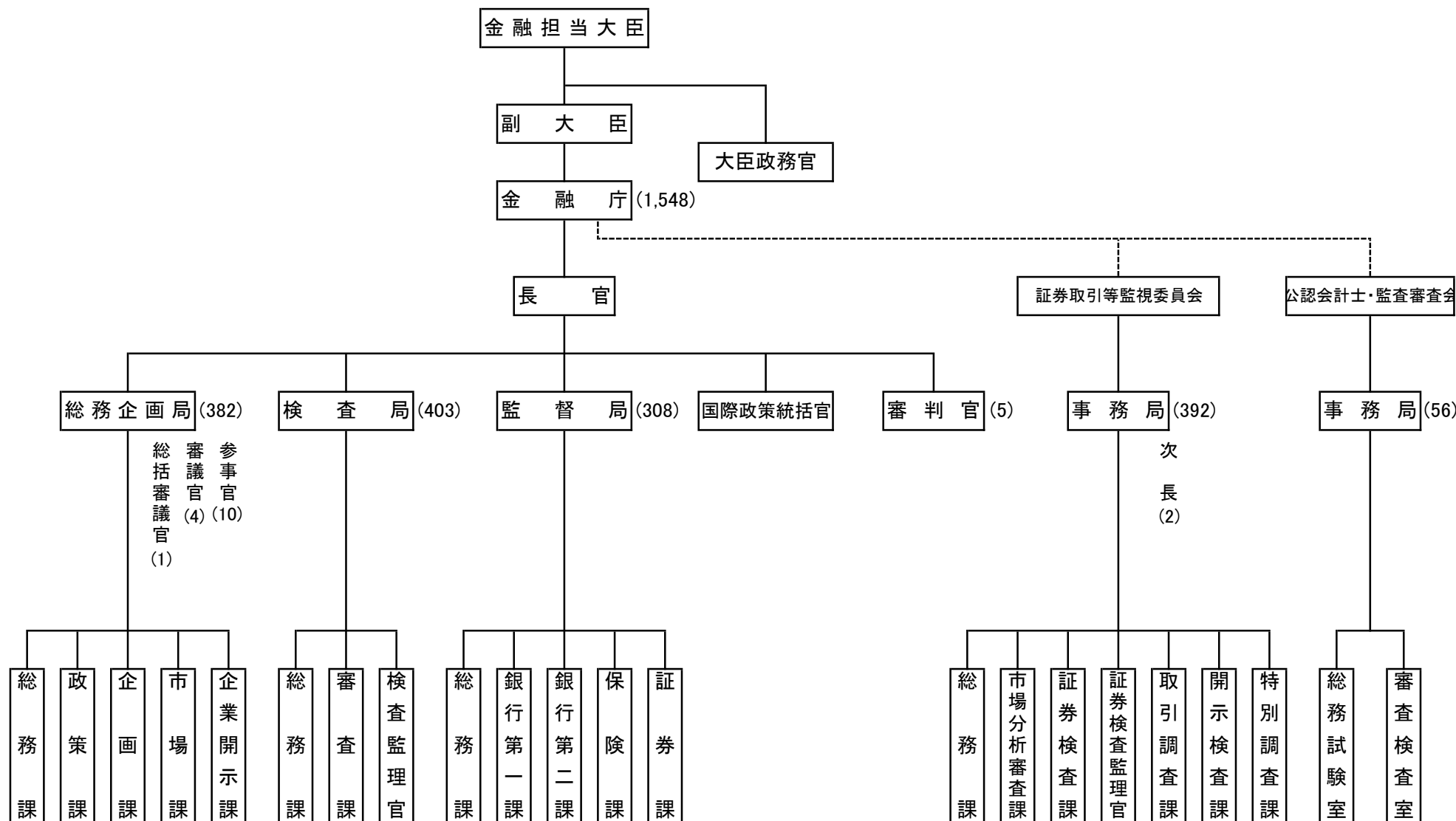
六十一・六十二 （略）

金融庁の各局等の所掌事務(平成23年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務	
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案	
	総務課		総務、人事、服務、研修、図書館の運営等
		管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
		国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案等
	政策課		総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟等
		金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	企画課		金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案等
		研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究の企画・調整等
		調査室	経済金融情勢に関する調査等
		信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案等
		保険企画室	保険制度に関する企画・立案等
金融トラブル解決制度推進室		裁判外紛争解決手続に係る制度の企画・立案、指定紛争解決機関の監督等	
市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、金融商品取引所等の監督等		
企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督等		
検査局		民間金融機関等の検査	
	総務課	検査局の総括、金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の実施、金融検査の基準の策定等	
		リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施等
	審査課	検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等	
検査監理官	重要な金融検査の実施等		
監督局		民間金融機関等の監督	
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督等	
		監督調査室	監督上の調査等
		コングロマリット室	金融コングロマリットの監督に関する総合調整・企画立案等
		健全性基準室	金融機関等の経営の健全性を判断するための基準に関する施策の企画・立案、推進等
		協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督等
		信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応等
	金融会社室	ノンバンクの監督等	
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督等	
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督等	
	保険課	保険会社等の監督等	
		損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督等
	証券課	金融商品取引業者等の監督等	
資産運用室		投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督等	
審判官	課徴金に係る行政審判		
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等	
	総務課	事務局の総合調整等	
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析等	
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査等	
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施等	
	取引調査課	不正事案の調査等	
	開示検査課	開示事案の検査等	
	特別調査課	犯則事件の調査等	
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査等	
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施等	
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査等	

(注)平成23年度末時点

金融庁の組織（平成24年度）



※ 数字は、平成24年度末定員。
 ※ 審議官及び次長のうち、それぞれ1人は充て職。

金融庁の各局等の所掌事務(平成24年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総務課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案等
	政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案等
	研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究の企画・調整等
	調査室	経済金融情勢に関する調査等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案等
	保険企画室	保険制度に関する企画・立案等
	金融トラブル解決制度推進室	裁判外紛争解決手続に係る制度の企画・立案、指定紛争解決機関の監督等
	市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、金融商品取引所等の監督等
企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督等	
検査局		民間金融機関等の検査
	総務課	検査局の総括、金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の実施、金融検査の基準の策定等
	リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施等
	審査課	検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等
	検査監理官	重要な金融検査の実施等
監督局		民間金融機関等の監督
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督等
	監督調査室	監督上の調査等
	コングロマリット室	金融コングロマリットの監督に関する総合調整・企画立案等
	健全性基準室	金融機関等の経営の健全性を判断するための基準に関する施策の企画・立案、推進等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応等
	金融会社室	ノンバンクの監督等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督等
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督等
	保険課	保険会社等の監督等
	損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督等
	証券課	金融商品取引業者等の監督等
資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督等	
国際政策統括官	国際関係事務に関する重要な政策の総括	
審判官	課徴金に係る行政審判	
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総合調整等
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析等
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施等
	取引調査課	不正事案の調査等
	開示検査課	開示事案の検査等
	特別調査課	犯則事件の調査等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査等
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施等
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査等

(注)平成24年度末時点

平成 23 事務年度金融研究センター 常勤研究官・特別研究員の選定について

金融研究センターでは、センターウェブページ等において常勤研究官・特別研究員の公募を実施し、下記の計 7 名(常勤研究官 1 名、特別研究員 6 名)を採用した。

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト	氏名	所属
研究官 (常勤)	諸外国の金融監督制度	小野 大樹	
特別研究員 (委嘱)	アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及に関する調査	杉浦 宣彦	中央大学大学院戦略経営研究科教授
	イスラム金融の法規制等の国際比較	新井 サイマ	株式会社野村資本市場研究所 研究部研究員
	HFT(高頻度取引)、PTS(私設取引システム)、ダークプールに関する諸外国の規制動向	清水 葉子	福井県立大学経済学部准教授
	機関投資家の受託者責任と議決権行使の関係	春日 俊介	野村証券株式会社フィデューシャリー・マネジメント部 エグゼクティブ・コンサルタント
	シャドーバンキング	小立 敬	株式会社野村資本市場研究所 研究部主任研究員
	カナダの金融監督制度の概要	岩井 浩一	株式会社野村資本市場研究所 研究部ニューヨーク駐在員事務所 所長

23年事務度に公表した金融研究センター・ディスカッションペーパー（注）

公表日	ディスカッションペーパータイトル
23年8月	“Determinants of the CDS Spreads of Japanese Firms Before and After the Global Financial Crisis”
23年8月	“Why Does the Law of One Price Fail in Japanese ETF Markets?”
23年8月	“Endogenous Alleviation of Overreaction Problem by Aggregate Information Announcement”
23年9月	“Credit Rationing, Earnings Manipulation, and Renegotiation-Proof Contract”
24年1月	「日本のCDS市場と株式市場の相関関係とその変動要因」
24年1月	「CDS市場と株式市場における価格発見－構造変化を考慮した時系列モデルによる検証－」
24年1月	「海外の投資信託・投資法人制度」
24年3月	「経営者報酬に関する研究動向」
24年3月	「株式公開買付アナウンス前後の超過リターンと超過売買高－勧告・告発事例の諸特徴－」
24年3月	「変貌する日本企業の所有構造をいかに理解するか－内外機関投資家の銘柄選択の分析を中心として－」
24年4月	「受益権が複層化された信託に対する課税ルールに関する－考察」
24年4月	「家計へのストレスが住宅ローンへ与える影響」
24年5月	「証券市場における情報公開が市場参加者の行動と社会厚生に与える影響」

（注）研究官等の研究成果を研究論文等としてとりまとめたもの。なお、ディスカッションペーパーの内容は、全て執筆者の個人的見解であり、金融庁あるいは金融研究センターの公式見解を示すものではない。



国際コンファレンス アジア市場の統合と金融革新

金融庁、日本証券業協会、株式会社東京証券取引所グループ

2012年2月10日（金）

三田共用会議所

概要

アジアの金融市場は、過去10年間で急速な発展と構造変化を経て、様々な変化を経験してきた。とりわけ、先般の世界金融危機では、これまでに通貨危機や不良債権問題を経験してきたアジアの金融市場においては、その経験からきた様々な施策を生かして金融危機の影響をある程度抑えることができたが、それまで世界の金融をリードしてきた欧米諸国では、未だその影響が続き、出口を模索している状況である。その結果、多くの金融機関が金融危機の前に比べてアジアの市場がより魅力的だと捉えるようになったものの、将来起こりうる新たな危機に対しては、個々の国々による対応のみならず、アジアの金融市場が全体として対応することが必要である。今後も継続してアジアの金融市場の魅力を維持・発展させるためには、アジアの主要市場の統合は、もはや夢として語られるものではなく、その現実化を目的とした具体的な検討が急がれる時期にきている。そのためには、アジアの金融市場におけるインフラや規制の発展について、現状を改めて分析し、こうした動きと歩調を合わせた検討を行う必要があるだろう。

そこで、アジアの金融市場の統合とさらなる発展を考えるために、政策立案者は、改めて（1）金融危機後の規制改革の現状を、グローバルな視点並びにアジアからの視点で把握した上でアジアの金融市場での課題を抽出し、（2）アジア金融市場の統合という観点から、競争と協調をどのように進めていくかについて具体的な課題を検討した上で、（3）市場の改革を進めていく大きな支えとなるアジア市場のニーズにあった金融インフラ、例えばIT等を活用した新たな決済・ビジネスのツールとそれに関連する規制の枠組みを策定することを検討し、必要な分野を特定する必要がある。

本コンファレンスでは、こうした問題について世界およびアジア地域から民間・公的部門のシニア・レベルの参加者を招き、発表と議論を通じて検討しつつ、市場参加者および規制当局間の協力強化を図っていくきっかけとしていくことを目的とする。

議事次第

9:30-9:35 **開会挨拶** 中塚一宏 内閣府副大臣（金融担当）

9:35-9:50 **基調講演** 畑中龍太郎 金融庁長官

9:55-11:15 **【セッション1】世界金融危機後の金融市場改革とアジアへのインプリケーション**

先般の世界金融危機では、これまでに通貨危機や不良債権問題を経験してきたアジアの金融市場においては、その経験からきた様々な施策を生かして金融危機の影響をある程度抑えることができたが、それまで世界の金融をリードしてきた欧米諸国では、未だその影響が続き、出口を模索している状況である。その結果、多くの金融機関が金融危機の前に比べてアジアの市場がより魅力的だと捉えるようになったものの、将来起こりうる新たな危機に対しては、個々の国々による対応のみならず、アジアの金融市場が全体として対応することが必要である。

本セッションにおいては金融危機後の規制改革の現状を、グローバルな視点並びにアジアからの視点で把握した上でアジアの金融市場での課題を抽出し、今後の金融危機防止策及びアジア諸国に対するインプリケーションについて議論を行う。

モデレーター ジェーン・ディプロック シンガポール取引所（SGX）社外取締役
（前証券監督者国際機構（IOSCO）理事会議長）

パネリスト スティーブン・マイヨール 欧州証券市場機構（ESMA）長官
ハンス・フーガーホースト 国際会計基準審議会（IASB）議長
スティーブン・ポー 香港証券・先物取引監察委員会（SFC）シニア・ディレクター、証券監督者国際機構（IOSCO）市場仲介者常設委員会議長
リー・チュアン・テック シンガポール金融管理局（MAS）アシスタント・マネージング・ディレクター
ジャスパル・シン・ビンドラ スタンダードチャータード銀行グループ
常務取締役兼アジア最高統括責任者
河野正道 金融庁金融国際政策審議官

11:20-11:35 **基調講演** ジュンス・キム 韓国銀行総裁

11:40-12:55 **【セッション2】アジア金融市場における適切な資金供給のあり方について**

アジアの金融市場は、不動産担保による銀行借入という間接金融が中心であり、特に、中小事業者向け融資においては、そのリスクや収益性の分析が十分でなく、資金需要に適切に対応出来ていないという課題や、ベンチャーキャピタル等のリスクマネーの供給が十分でないだけでなく、安定的な社債市場も存在していないなど、直接金融が発達していないという課題も抱えている。また、クロスボーダーの資金の流出入は、各国の金融市場における資金供給の動向に大きな影響を与えている。

本セッションでは、こうした課題に対処するため、マイクロファイナンスを含めた中小事

業者向け金融の現状を分析し、アジア金融市場の今後の発展のための方策について、適切な規制の枠組みを含め、議論を行う。

モデレーター 吉野直行 金融庁金融研究センター長、慶應義塾大学経済学部教授
パネリスト エイドリアン・ブランデル-ウィグナル 経済協力開発機構（OECD）事務
総長スペシャルアドバイザー、金融企業局次長
アンドリュー・シェン ファン・グローバル・インスティテュート会長、
中国銀行業監督管理委員会（CBRC）顧問
ジョン・イ 国際弁護士 キム&チャン法律事務所シニア・アドバイ
ザー（前韓国金融委員会（FSC）常任委員）
藤井健司 みずほ証券執行役員 グローバルリスク管理グループ長
横井眞美子 経済開発協力機構（OECD）プリンシパル・アナリスト
岡田昌治 九州大学 ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター
エグゼクティブ・ディレクター、教授

13:00-14:00 昼食

14:10-14:25 基調講演

ゼティ・アクタール・アジズ マレーシア中央銀行総裁(ビデオ上映による)

14:30-16:00 【セッション3】アジアの市場統合～競争か、協調か～

今後も継続してアジアの金融市場の魅力を維持・発展させるためには、アジアの主要市場の統合は、もはや夢として語られるものではなく、その現実化を目的とした具体的な検討が急がれる時期にきている。そのためには、アジアの金融市場におけるインフラや規制の発展について、現状を改めて分析し、こうした動きと歩調を合わせた検討を行う必要があるだろう。

そこで、このセッションでは、アジア金融市場の統合という観点から、競争と協調をどのように進めていくかについて具体的な課題を検討した上で、アジアの金融市場を活性化させるための取引所同士の連携、競争のあり方や、そこから生まれる新しい証券ビジネスの可能性について議論を行う。

モデレーター ザリナ・アンワー マレーシア証券委員会委員長
パネリスト 齊藤惇 東京証券取引所グループ代表執行役社長
マドゥ・カナン ボンベイ証券取引所（BSE）マネージング・ディレクター
兼 CEO
グレッグ・メドクラフト オーストラリア証券投資委員会（ASIC）委員長
ジュリアン・パク 韓国金融監督院（FSS）局長
ラミン・トルーイ PIMCO アジア エグゼクティブ・バイス・プレジデント
ポートフォリオマネージャー
柏木茂介 野村 HD リスク・アドバイザリー・グループ担当執行役員

16:00-16:30 コーヒーブレイク

16:30-17:45 【セッション4】アジア金融インフラの革新～新しい決済システムのあり方について～

中央清算機関を含む決済システムは、資金を経済全体に安全かつ円滑に流通させる重要な役割を担っており、これまでその革新を通じて安全性、効率性及び利便性の向上が図られてきた。同時に、決済システムはそれ自体が金融ビジネスとしての可能性を秘めており、また、新しいサービスの発展を促し既存のサービスに競争を促すという側面を有している。他方、それぞれが置かれている状況に応じて、それ自体の運営のあり方についても検討する必要がある。

このセッションでは、アジアにおける革新の事例として、事業資金調達の円滑化を目的とする電子記録債権、日銀ネット及び中央清算機関について取り上げ、決済システムのイノベーションの現状とアジア諸国におけるさらなる発展の可能性を模索する。

モデレーター カニット・サングスバーン タイ財務省財政政策研究所長
パネリスト マグナス・ボッカー シンガポール取引所 (SGX) CEO
タジンダー・シン 証券監督者国際機構 (IOSCO) 事務局次長
宮内篤 日本銀行決済機構局長
杉浦宣彦 中央大学大学院戦略経営研究科教授



「金融規制とマクロ政策の新しいパラダイム ～新興市場の視点から～」

アジア開発銀行研究所 / 金融庁金融研究センター

於 東京

2011年9月30日

世界的な金融危機により、金融市場規制およびマクロ政策の枠組みは、幅広く見直されることとなった。国および国際レベルの両方で、枠組みの強化に進展がみられている。本コンファレンスでは、こうした課題について現状を調査するとともに、最近の動向について新興国の視点から評価を行うことを目的とする。また、本コンファレンスは、アジア開発銀行研究所（ADB I）が2009年10月にブルッキングス研究所やコーネル大学などと共に始めた、新興市場における金融の発展および金融包摂(financial inclusion)の拡大という目的と、マクロ経済および金融の安定の強化という喫緊の課題をどのようにバランスをとるかについての、分析的枠組みと政策提言の策定を行う研究およびコンファレンス・プログラムの集大成としても位置づけられる。

9:00 a.m. – 9:30 a.m.

開会挨拶

- 河合 正弘 アジア開発銀行研究所所長
- 吉野 直行 金融庁金融研究センター長、慶應義塾大学経済学部教授

9:30 a.m. – 11:00 a.m.

セッション I 国際的な金融規制の現状および新興市場へのインプリケーション

議長：エスワー・プラサド Eswar Prasad コーネル大学教授、ブルッキングス研究所

論文執筆者：

- ヴィラル・アチャリア Viral Acharya ニューヨーク大学スターン経営大学院金融学科 C.V.スターン経済学教授（金融）

- **清水 啓典** 一橋大学大学院商学研究科特任教授

発表者：

- **タリサ・ワタナケート Tarisa Watanagase** 元タイ中央銀行総裁

11:00 a.m. – 11:15 a.m.

休憩

11:15 a.m. – 12:45 p.m.

セッション II 金融の発展と金融包摂の促進

議長：マリオ・ランベルテ **Mario Lamberte** アジア開発銀行研究所研究部長

論文執筆者：

- **パク・シンヨン Cyn-Yong Park** アジア開発銀行経済調査局アシスタント・チーフ・エコノミスト兼経済分析・業務支援課長
- **セルジオ・シュムクラー Sergio Schmukler** 世界銀行 開発研究グループ上席エコノミスト
- **吉野直行** 金融庁金融研究センター長、慶應義塾大学経済学部教授

発表者：

- **サージ・ドゥバァー Serge Devieux** 国際金融公社 (IFC) ファイナンシャル・マーケット局長 (アジア担当)
- **アラ・マリク・カゼミ Allah Malik Kazemi** バングラデシュ中央銀行上級顧問および元副総裁

12:45 p.m. – 2:00 p.m.

昼食会

2:00 p.m. – 3:30 p.m.

セッション III マクロ経済の枠組みの強化

議長：チョ・ユンジェ **Yoon Je Cho** 西江大学教授

論文執筆者：

- スビール・ゴカーン **Subir Gokarn** インド準備銀行副総裁
- 西村 清彦 日本銀行副総裁
- メーメ・ヨリュコグル **Mehmet Yörükoglu** トルコ中央銀行副総裁

発表者：

- アンワー・ナスジョン **Anwar Nasution** インドネシア国立大学教授

3:30 p.m. – 3:45 p.m.

休憩

3:45 p.m. – 5:15 p.m.

セッションIV 健全な国際的規制アーキテクチャーの構築

議長：ピーター・モーガン **Peter Morgan** アジア開発銀行研究所シニアリサーチコンサルタント

論文執筆者：

- ダンカン・アルフォード **Duncan Alford** サウス・カロライナ大学ロースクール副学部長兼法律図書館館長

発表者：

- 大矢 俊雄 金融庁総務企画局参事官
- カン・テソ **Tae Soo Kang** 韓国中央銀行金融安定化局長

5:15 p.m. – 5:45 p.m.

セッションV プロジェクトと新しい政策提言の統合

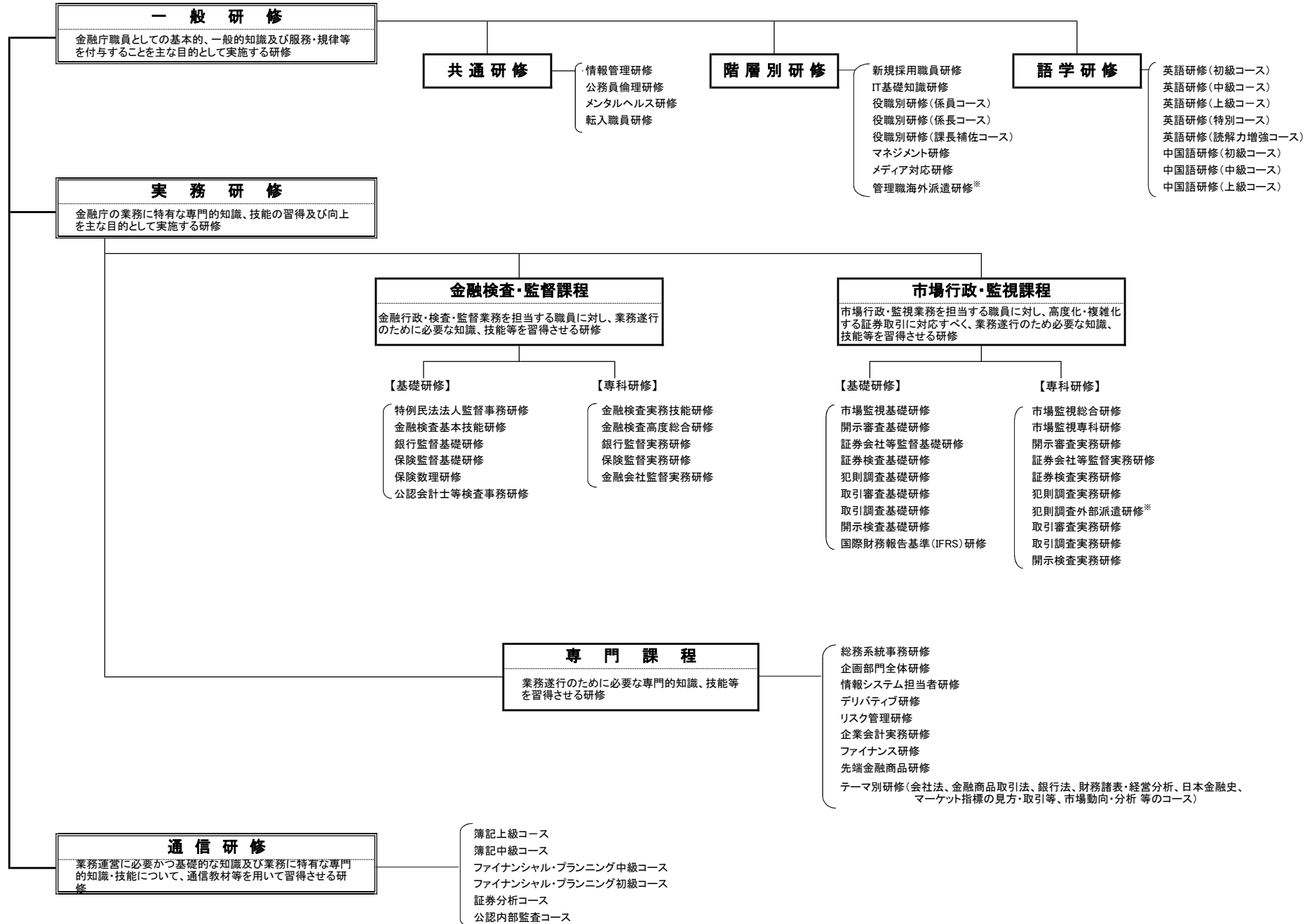
- エスワー・プラサド **Eswar Prasad** コーネル大学教授、ブルッキングス研究所

開催日	講師	テーマ
8月26日	斎藤 誠 (一橋大学大学院経済学研究科 教授)	「最近の為替動向について」
9月9日	ピエトロ・ジネフラ (イタリア中央銀行アジア地域代表)	「欧州連合 (EU)、欧州経済通貨同盟 (EMU)、 欧州周辺国債務問題」
10月14日	小松 真実 (ミュージックセキュリティーズ株式会社代表取締役社長)	「震災復興に資する新たな金融のカタチ「セキュリテ被災地応援ファンド」」
10月28日	吉森 賢 (横浜国立大学名誉教授、放送大学客員教授)	「企業統治の補足制度 ～オリンパスや大王製紙の事案を踏まえて～」
11月11日	島田 直貴 (株式会社金融ビジネスアンドテクノロジー代表兼 特定非営利活動法人金融 IT たくみ s 理事長)	「金融 IT 化の主要課題と IT ガバナンス」
11月18日	プロナブ・セン (インド統計省次官 兼 国家統計委員会・主席統計学者)	「インド経済の現状と潜在成長性について」
12月9日	柯 隆 (株式会社富士通総研経済研究所 主席研究員)	「中国国有企業改革と資金調達」
12月20日	ジャン・ピエール・ピナトン (Chairman of the Supervisory Board, Oddo & Cie (仏系投資銀行))	「ユーロ圏の債券市場及び金融市場の新たな規制環境」
平成 24 年 1月13日	勝 悦子 (明治大学政治経済学部 教授)	「欧州ソブリン危機とアジアへの影響」
1月20日	杉浦 宣彦 (中央大学大学院戦略経営研究科 教授)	「アジア諸国に電子記録債権導入の可能性を考える -考えられるシナリオと各国の現状について-」
1月27日	Uwe Vollmer (ドイツ・ライプチヒ大学経済学部 教授)	「欧州債務危機～原因、政策対応、教訓～」
1月31日	Uwe Vollmer (ドイツ・ライプチヒ大学経済学部 教授)	「自己資本規制・銀行監督・救済スキーム」
2月3日	荻本 洋子 (株式会社野村総合研究所金融コンサルティング部 上級コンサルタント)	「アフリカの金融セクター～ASEAN 新興国との比較で見る」
2月17日	石黒 不二代 (ネットイヤーグループ株式会社代表取締役社長兼 CEO)	「ベンチャー経営者が経験した日米のファイナンス事情」
2月24日	浪川 攻 (東洋経済新報社記者)	「社会情勢と報道の状況を踏まえた金融行政の感想」

平成 23 事務年度 金曜ランチョン

3月9日	山下 貴子 (流通科学大学商学部 教授)	「家計金融行動のダイナミクス」
3月23日	山田 真哉 (公認会計士・税理士)	「平清盛の金融政策～『銭の病』とハイパーインフレ」
3月26日	嶋津 遼介 (Vice President、Islamic Origination (Asia Pacific)、Global Markets、HSBC Amanah Malaysia Bhd.)	「イスラム金融とスーク市場～マレーシアの現場から～」
3月29日	川本 敦 (財務省財務総合政策研究所 主任研究官)	「インドの資金フロー」
4月6日	出口 治明 (ライフネット生命保険株式会社 代表取締役社長)	「日本の競争力」
4月13日	須田 美矢子 (キャノングローバル戦略研究所特別顧問)	「インフレーション・ターゲティングを巡って」
5月30日	James Cummings (オーストラリア金融監督院シニアリサーチアナリスト)	「Loan-loss provision, Credit Default swap」
6月1日	坂本 忠弘 (一般財団法人東北共益投資基金代表理事)	「東北共益投資基金について」
6月15日	山田 誠 (大垣共立銀行総合企画部広報センター所長)	「サービス業に向けて」
6月22日	大橋 善晃 (日本証券経済研究所専門調査員)	「英国の金融教育」
6月27日	小山 堅 (財団法人日本エネルギー研究所 常務理事 首席研究員)	「最近の国際エネルギー情勢について」

平成23年度 金融庁研修体系図



「※」は、外部機関が実施する研修に当庁職員を派遣するものである。

平成23事務年度（平成23年7月～24年6月）研修実施状況

(H24. 6. 30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月		
一 般 研 修	共 通 研 修	情報管理研修	・行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する基本的知識の付与	8月・10月・1月・3月	
		公務員倫理研修	・公務員倫理の涵養等	8月・10月・1月・3月	
		メンタルヘルス研修	・メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する基本的知識の付与	8月・9月・10月・11月・1月・3月	
		転入職員研修	・金融庁で勤務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与	7月・8月・10月・1月・4月	
	階 層 別 研 修	新規採用職員研修（Ⅰ種）	・金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の付与	4月	
		新規採用職員研修（Ⅱ種）		4月～6月	
		役職別研修			
		係員コース	・係長相当職に就くに当たっての基本的業務遂行能力（コミュニケーション能力など）の養成	5月	
		係長コース	・係長相当職に必要な課題対応力の習得及び基礎的マネジメント能力の養成	9月	
		課長補佐コース	・課長補佐相当職に必要な対外的な折衝能力の養成及びマネジメント能力の強化	9月	
		IT基礎知識研修	・ITに関する基礎的知識の付与	8月～10月	
	マネジメント研修	・管理職が発揮するマネジメント能力の強化	1月		
	メディア対応研修	・危機管理対応能力等の更なる向上	9月		
	語 学 研 修	英 語	初級コース	・英語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)
			中級コース		
			上級コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な英語力の維持・向上	
		特別コース	・英語に関する基礎的知識の付与、及び総合的な英語力のボトムアップ	9月期（3か月間）	
		読解力増強コース	・特に英文を要約するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)	
		中 国 語	初級コース	・中国語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)
	中級コース				
上級コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な中国語力の維持・向上				
通 信 研 修	簿記上級コース	・日商簿記1級レベル相当の知識の付与	9月～3月末		
	簿記中級コース	・日商簿記2級レベル相当の知識の付与	9月～3月末		
	ファイナンシャル・プランニング中級コース	・FP技能検定2級レベル相当の知識の付与	9月～3月末		
	ファイナンシャル・プランニング初級コース	・FP技能検定3級レベル相当の知識の付与	9月～12月末		
	証券分析コース	・証券アナリスト（1次レベル）相当の知識の付与	9月～3月末		
	公認内部監査コース	・公認内部監査人相当の知識の付与	9月～3月末		

平成23事務年度（平成23年7月～24年6月）研修実施状況

(H24. 6. 30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月
金融 検査 ・ 監督 課程	特例民法法人監督事務研修	・特例民法法人の監督に関する基礎的知識の付与	9月
	金融検査基本技能研修	・金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月・1月
	銀行監督基礎研修	・預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	7月
	保険監督基礎研修	・保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
	保険数理研修	・保険数理に関する基礎及び専門的な知識の付与	8月～11月
	公認会計士等検査事務研修	・公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月
	金融検査高度総合研修	・金融検査に関する専門的知識・スキルの付与並びに金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に必要な知識・スキルの付与	7月・1月
	銀行監督実務研修	・預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	10月
	保険監督実務研修	・保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	10月
	金融会社監督実務研修	・金融会社の監督に関する専門的知識の付与	9月
実務 研修	市場監視基礎研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	7月
	開示審査基礎研修	・企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	8月
	証券会社等監督基礎研修	・証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	8月
	証券検査基礎研修	・証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
	犯則調査基礎研修	・犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
	取引審査基礎研修	・取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
	取引調査基礎研修	・取引調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
	開示検査基礎研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
	国際財務報告基準(IFRS)研修	・国際財務報告基準(IFRS)に関する基礎及び専門的な知識の付与	8月
	市場監視総合研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な一般的知識の付与	1月
	市場監視専科研修	・市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識の付与	7月
	開示審査実務研修	・企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	10月
	証券会社等監督実務研修	・証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	10月
	証券検査実務研修	・証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	7月・12月・4月
	犯則調査実務研修	・犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	7月・8月・1月
	犯則調査外部派遣研修	・犯則調査等に必要な専門的知識・スキルの付与	11月～12月、1月～3月
	取引審査実務研修	・取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	2月
	取引調査実務研修	・取引調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月
	開示検査実務研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月

平成23事務年度（平成23年7月～24年6月）研修実施状況

(H24. 6. 30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月		
実務研修	専門課程	総務系統事務研修	・総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	8月	
		企画部門全体研修	・企画部門担当者として必要な基礎的知識の付与	9月	
		情報システム担当者研修	・庁内各システムの開発・運用に必要なIT関連の基礎的・専門的知識の付与	10月	
		デリバティブ研修	・デリバティブに関する基礎及び専門的知識の付与	8月・1月～3月	
		リスク管理研修	・金融機関等のリスク管理に関する基礎及び専門的知識の付与	8月・2月	
		企業会計実務研修	・会計制度に関する基礎及び専門的知識の付与	3月	
		ファイナンス研修	・ファイナンスに関する基礎及び専門的知識の付与	10月～12月・1月～3月	
		先端金融商品研修	・先端金融商品に関する基礎及び専門的知識の付与	10月～12月	
		テーマ別研修			
		会社法コース	・各テーマに関する基礎及び専門的幅広い知識の付与	5月～6月	
		金融商品取引法コース		5月～6月	
		銀行法コース		10月～11月	
		日本金融史コース		6月	
マーケット指標の見方・取引等コース	10月～11月				
市場動向・分析コース	11月～12月				

資料2-4-3

検査局に所属する職員を対象とした研修(23検査事務年度)

実務研修名等	目的・内容	実施月
検査局夏期全体研修	検査局職員に対し、検査上の心構え等の啓蒙を図ることを目的として実施	8月
出勤日研修	検査現場でのOJTを補完することを目的として、少人数の班編成による意見交換会や、検査手法に係る勉強会等を実施	11月・4月・5月
転入者研修	検査局への転入者に対し、金融検査に必要な基礎的な知識・実務の付与を目的として実施	7月・10月・2月・4月

【記者会見等の実施回数等】

1. 大臣会見回数 91回

2. 副大臣会見

(重要な報道発表等に係る副大臣会見)

平成 23 年 7 月 6 日(水)	保険の銀行窓販に関する見直しについて
--------------------	--------------------

3. 大臣政務官会見

(重要な報道発表等に係る大臣政務官会見)

平成 23 年 7 月 14 日(木)	振り込め詐欺救済法の預保納付金の使途等について (プロジェクトチーム案)
平成 23 年 9 月 30 日(金)	平成 24 年度概算要求及び税制改正要望について
平成 23 年 11 月 22 日(火)	「資本性借入金」の積極的活用について

4. 事務方による記者ブリーフ回数 34回

平成23事務年度政府広報実績

	媒体（広報実施時期）		テーマ
ラジオ	定時番組	中山秀征のJAPAN RHYTHM～ジャパリズム～ (FM東京：平成23年7月9日、10日放送)	中小企業金融の円滑化
	定時番組	中山秀征のJAPAN RHYTHM～ジャパリズム～お知らせ (FM東京：平成23年11月26日、27日放送)	ヤミ金業者にご注意
	定時番組	中山秀征のJAPAN RHYTHM～ジャパリズム～ (FM東京：平成24年5月26日、27日放送)	インサイダー取引などの市場における不正行為
出版物	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol.20 (平成23年7月掲載)	改正貸金業法の全面施行 違法な金融業者にご注意 商品券の払戻し
	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol.25 (平成24年5月掲載)	振り込み詐欺被害救済法に基づく返金手続き
インターネット	インターネット テキスト広告	Yahoo!JAPAN（平成23年12月12日～12月18日）	多重相談窓口の周知
	インターネットテレビ	政府インターネットテレビ・くらしの安全・安心 (平成23年7月21日掲載)	商品券（プリカ）の払戻し
その他	モバイル携帯端末	The News（平成23年10月30日から11月6日）	違法な金融業者にご注意
	モバイル携帯端末	The News（平成23年12月26日から平成24年1月1日）	多重相談窓口の周知
	モバイル携帯端末	The News（平成24年2月6日から2月12日）	その「もうけ話」大丈夫ですか？
	モバイル携帯端末	The News（平成24年4月16日から4月22日）	ヤミ金業者にご注意
	モバイル携帯端末	The News（平成24年5月14日から5月20日）	振り込み詐欺等の被害にあわれた方へ
	被災地直行壁新聞 (政府からのお知らせ)	平成23年7月19日発行（第15号） 被災地（岩手県、宮城県、福島県）の避難所に配付。 なお、配付範囲が広がり、郵便局、農協、スーパー、 コンビニエンスストア等にも掲載。	ヤミ金融業者にご注意ください。
	政府からのお知らせ	平成23年9月28日発行 被災地（岩手県、宮城県、福島県）の避難所に配付。 なお、配付範囲が広がり、郵便局、農協、スーパー、 コンビニエンスストア等にも掲載。	借金でお悩みの被災者の方はご相談を
	政府からのお知らせ	平成23年11月9日発行 被災地（岩手県、宮城県、福島県）の避難所に配付。 なお、配付範囲が広がり、郵便局、農協、スーパー、 コンビニエンスストア等にも掲載。	ヤミ金融業者にご注意ください。

意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

平成23事務年度（平成23年7月～平成24年6月）

（金融庁ウェブサイトより抜粋）

公表日	案件名	締切日
24.6.28	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	24.7.30
24.6.26	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	24.7.26
24.6.6	「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容」の一部改正(案)の公表について	24.7.6
24.6.6	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	24.7.6
24.6.6	自己資本比率規制の一部を弾力化する特例告示(案)の公表について	24.6.12
24.6.6	早期是正措置に関する省令等の一部改正(案)、監督指針(案)及びバーゼル3に関するQ&Aの公表について	24.7.6
24.5.31	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)の公表について	24.6.20
24.5.23	「保険業法施行令等の一部を改正する政令(案)」等の公表について	24.6.25
24.5.7	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)」の一部改正(案)の公表について	24.5.11
24.4.27	平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等の公表について	24.5.28
24.4.24	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	24.5.25
24.4.13	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	24.5.14
24.4.3	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	24.5.2
24.3.27	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)」及び「金融検査マニュアル」の一部改正(案)の公表について	24.4.26
24.3.23	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)等の公表について	24.4.23
24.3.15	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」及び「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	24.4.16
24.3.14	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」の一部改正(案)の公表について	24.4.13

公表日	案件名	締切日
24.2.29	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	24.3.30
24.2.29	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	24.3.21
24.2.23	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	24.3.26
24.2.23	「保険会社に係る検査評定制度(保険検査評定制度)(案)」の公表について	24.3.23
24.2.20	「金融商品取引法等に関する留意事項について」(金融商品取引法等ガイドライン)の一部改正案の公表について	24.3.21
24.2.15	「外国会社報告書等による開示に関する留意事項について」の改正案の公表について	24.3.16
24.2.7	「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」の公表について	24.3.7
24.2.3	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に係る金融庁関係内閣府令(案)等の公表について	24.2.8
24.2.2	「貸金業法施行規則及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	24.3.2
24.2.2	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	24.3.2
24.1.30	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	24.3.1
24.1.27	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令の一部を改正する命令(案)」の公表について	24.2.27
24.1.13	「公認会計士法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「業務補助等に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	24.2.13
24.1.6	「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(案)」等の公表について	24.2.6
23.12.27	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	24.1.26
23.12.5	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	24.1.10
23.12.5	「信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	24.1.5
23.11.22	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	23.12.26
23.11.8	「中小企業の会計に関する基本要領(案)」の公表について	23.12.7

公表日	案件名	締切日
23.11.4	平成23年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に係る政令・内閣府令案等の公表について	23.12.5
23.10.18	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	23.11.18
23.10.7	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表について	23.11.7
23.9.12	監督指針案、金融検査マニュアル案及びバーゼルIIに関する追加Q&Aの公表について	23.10.12
23.9.6	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（案）」の公表について	23.10.6
23.9.5	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	23.10.6
23.8.30	平成23年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案等の公表について	23.9.30
23.8.29	「預金保険法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令・内閣府令案等の公表について	23.9.28
23.8.3	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	23.8.16
23.7.29	金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	23.8.29
23.7.15	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	23.8.15
23.7.11	「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令・内閣府令案等の公表について	23.7.15
23.7.11	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	23.7.15
23.7.8	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	23.8.8
23.7.5	「金融商品取引業者等の自己資本規制比率に関する告示等の一部改正（案）」の公表について	23.8.5

「金融サービス利用者相談室」運営方針について

1. 基本的役割

- 金融サービス利用者の利便性向上の観点から、金融行政に関する利用者からの、電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた金融庁への質問・相談・意見等に一元的に対応する。
- 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督において活用する。
- 「相談室」は金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、担当の業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。

2. 各業界団体等との連携の取り方について

- 各業界団体等と効果的な連携を図りつつ「相談室」を運営するために、各協会等の相談実務担当者と当庁「相談室」担当者との意見交換を行う。
- 「相談室」から利用者へ各団体を紹介するに当たっては、各協会等の連絡先だけでなく、その機能や相談に際しての留意点等もあわせて、伝達する。
- 金融サービス利用者相談室長を金融トラブル連絡調整協議会メンバーとし、相談室の活動状況について適宜報告を行う他、メンバーである業界団体・自主規制機関、消費者行政機関等と意見・情報交換を積極的に行う。

3. 「相談室」の広報について

- 「相談室」に寄せられた相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。
- 「相談室」及び各種窓口の案内を、当庁ウェブサイト上で、同一コーナーにまとめて掲載するとともに、それぞれの設置趣旨を分かりやすく明記する。

以上

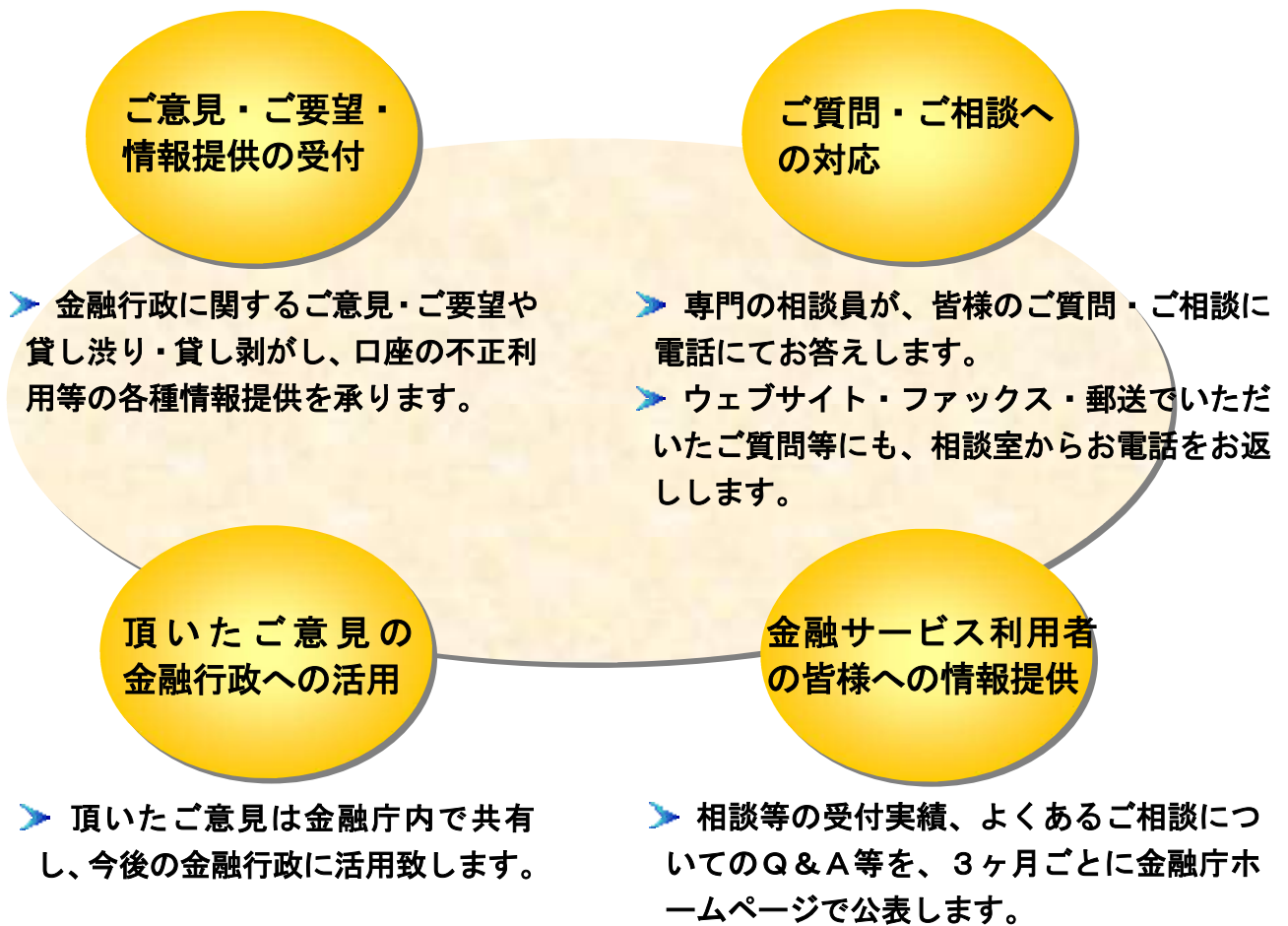


金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する 4 つのサービス



- ご留意事項 -

- ❑ 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ❑ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承下さい。

裏面もご覧下さい

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
- 電話番号：0570-016811 (ナビダイヤル) IP 電話・PHS からは 03-5251-6811
- 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ウェブサイトでの受付

- 金融庁ウェブサイトのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ
(<http://www.fsa.go.jp>)
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受け付けております。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。



金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(平成23年4月1日～24年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

23年4月1日～6月30日・・・23年7月29日公表(第24回)

23年7月1日～9月30日・・・23年10月31日公表(第25回)

23年10月1日～12月31日・・・24年1月31日公表(第26回)

24年1月1日～3月31日・・・24年4月27日公表(第27回)

1. 類型別受付件数

(単位：件)

区 分	23/4～6	23/7～9	23/10～12	24/1～3	23年度合計
質 問 ・ 相 談	8,709	8,443	8,454	8,975	34,581
意 見 ・ 要 望	1,141	1,012	960	1,117	4,230
情 報 提 供	486	433	543	570	2,032
そ の 他	276	233	186	188	883
合 計	10,612	10,121	10,143	10,850	41,726

2. 受付方法別件数

(単位：件)

区 分	23/4～6	23/7～9	23/10～12	24/1～3	23年度合計
電 話	9,227	8,923	8,906	9,589	36,645
ウ ェ ブ サ イ ト	831	692	573	463	2,559
フ ァ ッ ク ス	184	143	228	222	777
手 紙	315	307	331	385	1,338
そ の 他	55	56	105	191	407
合 計	10,612	10,121	10,143	10,850	41,726

3. 分野別受付件数

(単位：件)

区 分	23/4～6	23/7～9	23/10～12	24/1～3	23年度合計
預 金 ・ 融 資 等	3,269	2,999	2,765	3,155	12,188
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	2,353	2,270	2,354	2,350	9,327
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	3,468	3,539	3,808	4,076	14,891
貸 金 等	1,051	958	901	910	3,820
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	471	355	315	359	1,500
合 計	10,612	10,121	10,143	10,850	41,726

4. 分野別・業務(業態)別受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預 金		融 資		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ~ 6 月	816	25.0	1,566	47.9	887	27.1	3,269	100.0
7 月 ~ 9 月	721	24.0	1,480	49.3	798	26.6	2,999	100.0
10 月 ~ 12 月	743	26.9	1,262	45.6	760	27.5	2,765	100.0
1 月 ~ 3 月	941	29.8	1,425	45.2	789	25.0	3,155	100.0
23 年 度 合 計	3,221	26.4	5,733	47.1	3,234	26.5	12,188	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生 命 保 険		損 害 保 険		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ~ 6 月	590	25.1	1,154	49.0	609	25.9	2,353	100.0
7 月 ~ 9 月	614	27.0	1,319	58.1	337	14.8	2,270	100.0
10 月 ~ 12 月	575	24.4	1,159	49.2	620	26.3	2,354	100.0
1 月 ~ 3 月	526	22.4	1,127	48.0	697	29.7	2,350	100.0
23 年 度 合 計	2,305	24.7	4,759	51.0	2,263	24.3	9,327	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証 券 会 社 (第一種業)		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ~ 6 月	558	16.1	2,910	83.9	3,468	100.0
7 月 ~ 9 月	556	15.7	2,983	84.3	3,539	100.0
10 月 ~ 12 月	646	17.0	3,162	83.0	3,808	100.0
1 月 ~ 3 月	662	16.2	3,414	83.8	4,076	100.0
23 年 度 合 計	2,422	16.3	12,469	83.7	14,891	100.0

○貸金等

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ~ 6 月	1,051
7 月 ~ 9 月	958
10 月 ~ 12 月	901
1 月 ~ 3 月	910
23 年 度 合 計	3,820

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ~ 6 月	471
7 月 ~ 9 月	355
10 月 ~ 12 月	315
1 月 ~ 3 月	359
23 年 度 合 計	1,500

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成24～28年度）

基本政策	施策	平成24年度主な事務事業
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	① 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ② 効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施 ③ 効果的なオンサイト・モニタリング（検査）の実施 ④ オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進 ⑤ 金融機能強化法等の適切な運用 ⑥ 金融機関の業務継続体制の検証 ⑦ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み
	2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備
	3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 当局における相談体制の充実 ② 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施 ③ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ④ 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 ⑤
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮 ② 地域密着型金融の促進 ③ 中小企業の経営改善と事業再生支援 ④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化 ⑤ 金融機能強化法の適切な運用
	3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託法制の見直し ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討 ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備
III 公正・透明で活力ある市場の構築	1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築 ③ EDINETの整備
	2 市場機能の強化のための制度・環境整備	① 総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進 ② 機動的な資金調達等に資する制度整備 ③ 不動産投資市場の活性化 ④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討
	3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	① 企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直し ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ③ 自主規制機関との適切な連携 ④ 市場規律の強化に向けた取組み ⑤ 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 ⑥ 包括的かつ機動的な市場監視 ⑦ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑧ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑨ 犯則事件に対する厳正な調査の実施
	4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施 ② 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携
	5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	① 監査基準等の整備に係る対応 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進
IV 横断的施策	1 国際的な政策協調・連携強化	① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献 ② 国際的な金融規制改革のための政策協調及び金融機関の監督における海外監督当局との連携強化 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応
	2 アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	① アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進 ② アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流
	3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	① 規制・制度改革の推進 ② 事前確認制度の適切な運用
	4 金融行政についての情報発信の強化	① 金融行政に関する広報の充実
	5 金融経済リテラシー（基礎知識・活用能力）の向上のための環境整備	① 金融経済教育の推進

業務支援基盤の整備のための取組み（平成24～28年度）

分野	施策	平成24年度主な事務事業
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上 ② 官民人材交流等の促進
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学の連携強化
3 その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用	① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 ② 情報セキュリティ対策の推進
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	① 災害等発生時における金融行政の継続確保

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13年1月政策評価各府省連絡会議了承） 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」（13年12月閣議決定） 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） 「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
14年7月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（14年9月13日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成13年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14年12月26日）
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
6月	・「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告）	
15年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15年7月1日） ・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）
8月		・政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）
16年4月		・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告）	
16年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16年7月7日）
8月		・政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）
17年4月		・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告）	
17年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日） ・「金融庁における政策評価に関する基

	政府全体の動き	金融庁の動き
		本計画」一部改正（17年7月26日）
8月		・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）
17年12月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承）	
18年4月		・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18年6月国会報告）	
18年7月		・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間18年7月～19年6月末）策定（18年7月10日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18年7月10日）
8月		・政策評価（平成17年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18年8月31日）
19年3月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19年3月閣議決定）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19年6月国会報告）	・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19年6月14日）
19年7月		・「平成19年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間19年7月～20年6月末）策定（19年7月3日） ・「金融庁における政策評価に関する基

	政府全体の動き	金融庁の動き
		本計画」一部改正（19年7月3日）
8月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19年8月政策評価各府省連絡会議了承）	・政策評価（平成18年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19年8月30日）
20年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（20年6月国会報告）	・「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（20年6月10日）
20年7月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間20年7月～24年3月末）策定（20年7月3日） ・「平成20年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間20年7月～21年6月末）策定（20年7月3日）
8月		・政策評価（平成19年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20年8月29日）
21年3月		・「平成21年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間21年4月～22年3月末）策定（21年3月31日）
21年5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21年5月国会報告）	・「平成19年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21年5月22日）
8月		・政策評価（平成20年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（21年8月31日）
22年3月		・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間22年4月～22年3月末）策定（22年3月31日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22年3月31日）
22年5月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（22年5月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22年5月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライ	

	政府全体の動き	金融庁の動き
	<p>ン」の一部変更（22年5月政策評価各府省連絡会議了承）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22年6月4日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22年8月24日） ・政策評価（平成21年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22年8月31日） ・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22年8月31日）
23年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23年6月17日） ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間23年4月～24年3月末）策定（23年6月24日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23年6月24日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成22年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（23年9月30日） ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（23年9月30日）
24年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（24年3月政策 	

	政府全体の動き	金融庁の動き
	評価各府省連絡会議了承)	
24年5月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間: 24年4月~29年3月) 策定 (24年5月31日) ・「平成24年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 24年4月~25年3月) 策定 (24年5月31日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(24年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成22年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(24年6月8日)

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

< 概要 >

金融庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

経緯

- 首都直下地震対策大綱 (H17.9策定、H22.1修正)
 - ・ 発災直後の特に3日程度の応急対策活動期において継続性を確保すべき首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、中央銀行、主要な金融機関及び決済システム等を規定
 - ・ 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備
 - ・ 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信
- 中央省庁業務継続ガイドライン (H20.6策定)

金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編) (H20.6策定、H22.8改定、H23.12再改定)

- ・ 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定
- ・ 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用
- ・ 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を改定

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する

想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
 - ・ 「東京湾北部地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
 - ・ 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可
 - ・ 公共交通機関：3日間程度は途絶
 - ・ 電力：2日間程度は外部供給が途絶
 - ⇒ 3日間程度は非常用発電で対応
 - ・ 固定電話：1週間程度は輻輳
 - ⇒ 災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
 - ・ 携帯電話：1週間程度は輻輳
 - ⇒ パケット通信や衛星携帯電話で対応
 - ・ インターネット：6日間程度は使用不可
 - ・ 上下水道：3日間程度は外部供給が途絶
 - ⇒ 本庁舎の受水槽で対応

金融庁の非常時優先業務

非常時優先業務	内部管理関連
<p>▶災害対策本部に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 ・外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 ・職員の参集・配置に関する総合調整 ・国会及び取材への対応 <p>▶金融市場等における状況の確認に係る業務</p> <p>▶金融機関における状況の確認に係る業務</p> <p>▶国民、金融機関、海外当局等への情報発信に係る業務</p> <p>▶金融庁の運用する行政手続に係るシステムの管理・運用に係る業務(EDINET)</p> <p>▶金融機関に対する被災者支援の要請に係る業務</p> <p>※上記業務の他、公認会計士試験の試験日の前後の場合は、その実施に係る業務を実施。</p>	<p>▶行政資源の被災状況の確認に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集可能性の確認に係る業務 ・本庁舎・施設・災害時備蓄等の管理に係る業務 <p>▶庁内情報システムの管理等に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内情報システムの障害への対応に係る業務 ・金融庁行政情報化LANシステムの運用に係る業務

<金融庁と関係機関との概念図>

The diagram illustrates the information flow during a disaster. On the left, the 'Government Disaster Response Headquarters' (including the Ministry of Finance, Bank of Japan, and overseas offices) provides 'rapid information collection and provision' to the 'Financial Services Agency Disaster Response Headquarters'. The 'Financial Services Agency Disaster Response Headquarters' then provides 'disaster status information collection, maintenance, and restoration support' to 'Financial Institutions' (including exchanges and settlement organizations). These financial institutions provide 'information transmission' to 'Citizens' (including depositors, policyholders, and investors), which helps in 'preventing and early recovery of financial and economic activities that have interrupted due to the disaster'.

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員	災害発生時の対応
<p>① 災害対策本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集 ・参集後は、非常時優先業務チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務の総合調整を実施
<p>② 非常時参集者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課室長が、非常時優先業務を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 ・必要人員と同数以上の職員を指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集 ・本庁舎に参集する際は、その旨を第一参集者に連絡 ・参集後は、各課室の非常時優先業務に従事
<p>③ 第一参集予備者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課室長が、非常時優先業務を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 ・非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・想定災害発生1時間以内に非常時参集者から参集する旨の連絡がない場合は、本庁舎への参集を開始 ・参集後は、各課室の非常時優先業務に従事
<p>④ 第二参集予備者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機 ・災害対策本部から参集の要請を受けた場合は、本庁舎への参集を開始 ・参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保

庁舎

- ・ 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- ・ 想定以上の災害が発生する場合に備えて、代替拠点となる候補地を定めている。

備蓄

- ・ 全職員を対象に3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- ・ 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

通信

- ・ 金融機関等の関係者に連絡をとる必要性が高い部署を中心に優先回線を措置した電話を配備しており、非常用電源に切り替わった場合でも、継続して使用できるよう措置。
- ・ 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

行政情報システム

- ・ メール及び共有ファイルは、サーバを二重化しているほか、日次のバックアップや定期的な遠隔地保管を実施。
- ・ EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

広報

- ・ 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務を円滑に実施できるよう、衛星携帯電話の増設など、連絡手段の強化に努める。
- 想定を上回る災害が発生した場合でも、広報活動を継続できるよう、金融庁ウェブサイトのバックアップセンターの設置等を検討する。
- 首都圏が広範囲に被災する場合に備え、代替拠点で円滑に業務が継続できるよう、更なる検討を進める。

訓練・計画の見直し

- 職員に対する訓練や研修を通じて、職員の防災に対する意識を高めるとともに、想定災害発生時における業務継続に向けた取組みへの理解を深める。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、絶えず見直すことが重要であり、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。